

ご回答にあたっての注意

お取引目的等の確認にあたり、**電話や訪問によりお客さまの口座番号や暗証番号を確認したり、通帳やキャッシュカードをお預かりすることは絶対にありません。** お客様の口座番号と暗証番号が第三者に知られると不正利用される恐れがありますので、十分ご注意願います。

お客様情報の定期的な確認について～よくあるご質問～

ご質問	ご回答
「お客様情報に関するお問い合わせ」が届いたが、本当にいわしんが送付したもので間違いはないか？詐欺などではないのか？	当組合にて送付しております圧着ハガキもしくは封書は、ホームページに掲載しているサンプル（この内容）にてご確認いただけます。また、ご不安、ご不明な点ございましたら、お取引のある支店へご連絡いただければご回答させていただきます。 <u>また、ハガキに記載のある「差出人：信組情報サービス株式会社」は当組合が本ハガキ発送業務を委託している会社です。</u>
このような確認をされるのは、自分の口座が何か疑われているのでしょうか？	金融庁指導のもと、当組合のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一環として、またお客様の口座を犯罪からお守りする目的のため、広くお客さまのご協力をお願いしております。 どうぞよろしく願いいたします。
回答は必要ですか？	全国の金融機関において、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいてお客さまの情報の確認を行っております。 この取り組みは、お客さまに安心、安全に口座をご利用いただくための取り組みであるため、ご回答へのご協力をお願いいたします。
他の金融機関ではこのような取り組みをしているのですか？	全国の金融機関において、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいてお客さまの情報の確認を行っております。 実施時期・確認方法は異なりますが、他の金融機関でも同様の対応が行われているものと認識しております。

◆参考（外部関連サイト）

- ① 金融庁ホームページ「[金融機関のマネロン対策にご協力ください](#)」
- ② 全国信用組合中央協会 ホームページ「[信用組合をご利用のお客様へのお知らせ](#)」
- ③ 政府広報オンラインホームページ

[「マネー・ローンダリング対策！ 金融機関からの『お客さま情報』や『お取引目的』の確認にご協力ください」](#)